

須坂市子ども・子育て支援事業計画

(平成27～31年度)



平成27年3月

長野県須坂市

子どもたちが未来に夢をもてるまちづくり

子どもはかけがえのない社会の宝であり、未来を創る大きな力です。

安心して子どもを産み育てることのできる社会、生まれた子どもたちが、自己肯定感を持っていきいきと育つ社会の実現は、我が国全体の重要な課題となっています。

急速な少子化や核家族化の進行、地域での関係の希薄化や共働きの増加など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、孤立化や負担感が増大しています。

国は、子どもと子育て家庭を取り巻くこれら多くの社会的な問題に対応すべく平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法を制定し、平成 27 年度から新たな「子ども・子育て支援制度」の本格実施により、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子どもの成長に重要な役割を果たす質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図ることにしました。

こうした中、本市においても地域の宝である子どもが健やかに成長するために、幼児期における学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、須坂市における子どもと子育て家庭への支援の取り組みを総合的に推進するための「須坂市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子育て支援は、行政と地域の皆さまがそれぞれできることを行っていく必要があります。須坂市では「地域の子どもは地域で育てる」という子育ての理念の下、家庭、地域、企業、行政が連携した「子どもは“宝”プロジェクト」に取り組み、「子育て家庭にやさしいまちづくり」を推進しております。

今後は、本計画の推進とあわせて、これまで以上に関係機関や地域の皆さまとの連携を深め、地域全体で子育て支援への意識を高めるとともに、子育てしやすい環境を整え「子育てをするなら須坂で」と言われるまちとなりますよう取り組んでまいります。“未来を担う子どもの健やかな成長”のため、地域の皆様方の一層の力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました須坂市子ども・子育て会議委員の皆様や関係団体各位、ニーズ調査にご協力をいただきました皆様に心から御礼を申し上げます。

須坂市長 **三 木 正 夫**

目 次

I 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
II 須坂市を取り巻く現状と課題	2
1. 須坂市の人口・世帯・人口動態等	2
2. ニーズ調査からみた現状	7
3. 須坂市の子ども・子育て支援における課題	1 6
III 計画の基本的な考え方	1 7
1. 計画の基本理念	1 7
2. 計画の基本目標	1 8
3. 教育・保育の提供区域について	1 9
4. 施策の体系	2 0
IV 事業計画	2 2
1. 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進	2 2
2. 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備	3 2
3. 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援	3 6
4. 仕事と生活の調和がとれる社会づくり	3 9
V 計画の推進体制	4 0

■ 資料編

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、労働人口の減少や社会保障費負担の増加などが将来的に社会・経済に大きく影響していくと懸念されています。また、地域のつながりの希薄化、核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加などといった、地域や家庭における子育て環境の変化の中で、子育ての孤立感と負担感が増している状況があり、児童虐待に繋がるといった問題も深刻化しています。

このような社会背景のもと、子ども・子育てに関する様々な課題を解決するため、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、質の高い幼児期の学校教育や保育の提供、保育の量的拡大、地域の子育て支援の充実について総合的に推進を図るために平成 27 年度から本格施行されます。

須坂市においては、平成 17 年 3 月に「須坂市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までを計画期間として、家庭や地域、関係団体、関係機関、企業とも連携しながら、様々な子育て支援に関する施策を推進してきました。今後も、子育て支援の取組を一層促進するため、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる地域社会の実現を目的として、本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、須坂市総合計画を上位計画とし、「須坂市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成 22 年度～平成 26 年度）の基本的な考え方を継承します。また、「子どもは“宝”プロジェクト」として、地域の宝である子どもを守り育てるため、市民や行政が連携し、子育てしやすい地域づくりの推進を図ります。

さらに、子ども・子育て支援に関する他の個別計画（須坂市健康づくり計画、須坂市母子保健計画、須坂市地域福祉計画、須坂市障がい者等長期行動計画 等）と連携、整合を図ります。

3. 計画の期間

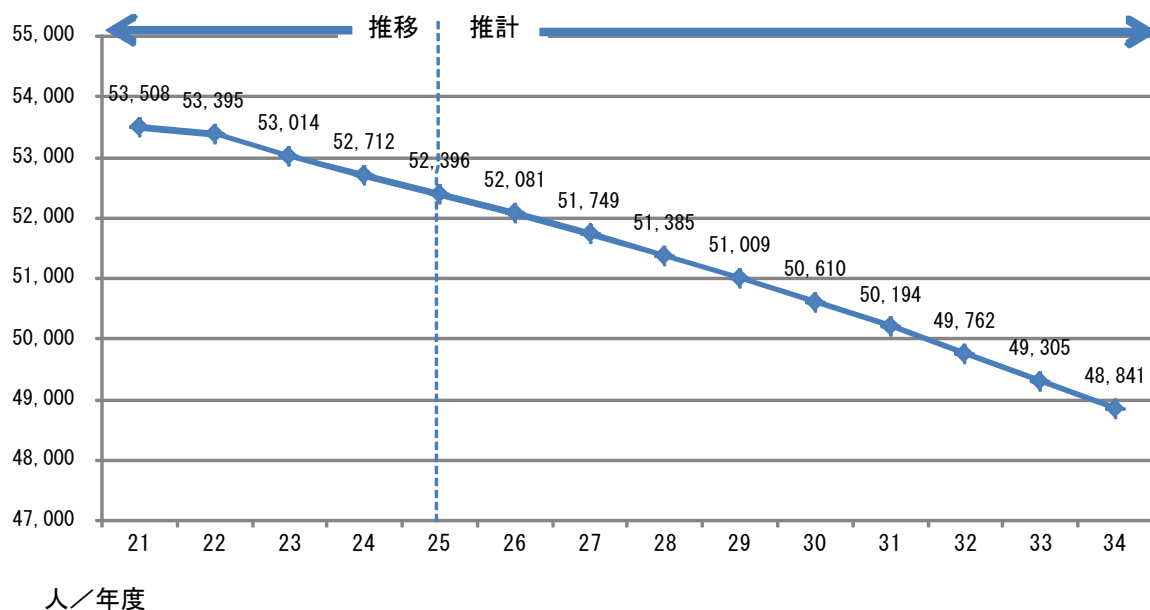
この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とします。なお、本計画の実施状況、社会情勢の変化などに対応し、見直しの必要があるときには適切に対応していきます。

Ⅱ 須坂市を取り巻く現状と課題

1. 須坂市の人口・世帯・人口動態等

(1) 須坂市の人口

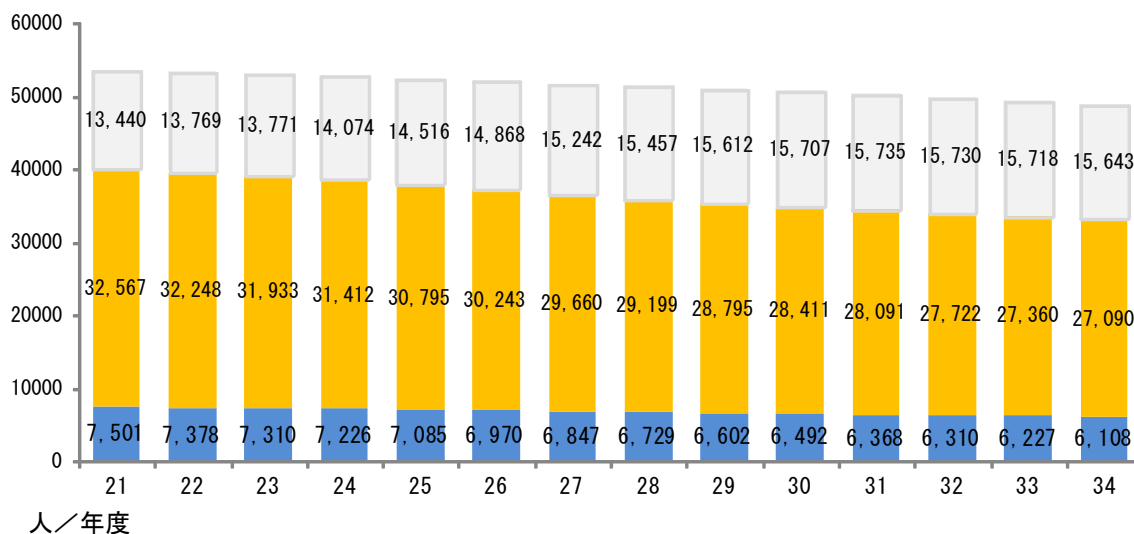
市の人口は、平成25年4月1日現在では52,396人であり、過去5年間で、1,112人の人口減となっています。平成21年度から25年度（各年度4月1日現在）の人口を基に行った将来人口の推計では、今後も減少傾向が続くことが見込まれます。



(1)、(2)出典：住民基本台帳をもとにした推計

(2) 年齢3区分別人口推移

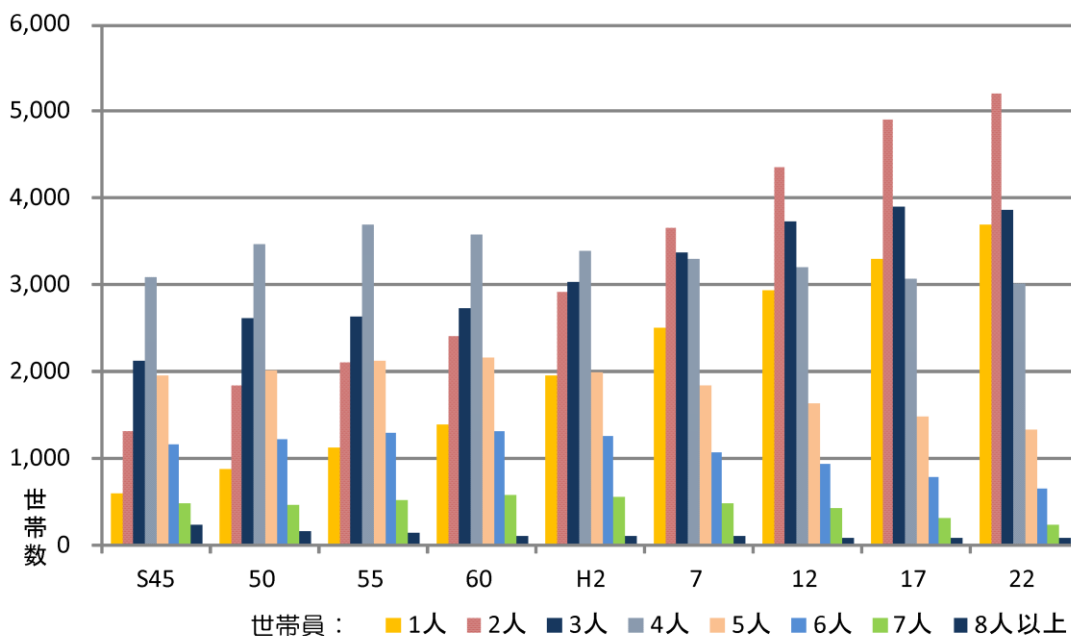
0～14歳までの年少人口は減少していますが、総人口に対する構成割合では、12%台を保ちながら推移しています。15～64歳までの生産人口割合は減少し、65歳以上の高齢人口の占める割合が高くなっていきます。



年齢別人口割合	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
65歳以上	25.1%	25.8%	26.0%	26.7%	27.7%	28.5%	29.5%	30.1%	30.6%	31.0%	31.3%	31.6%	31.9%	32.0%
15-64歳	60.9%	60.4%	60.2%	59.6%	58.8%	58.1%	57.3%	56.8%	56.5%	56.1%	56.0%	55.7%	55.5%	55.5%
0-14歳	14.0%	13.8%	13.8%	13.7%	13.5%	13.4%	13.2%	13.1%	12.9%	12.8%	12.7%	12.7%	12.6%	12.5%

(3) 世帯員別世帯数推移

人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあります。内訳をみると、世帯員が1人から3人の世帯が大幅に増加し、世帯員4人以上の世帯は減少しており、少子化や核家族化が進行していることがわかります。

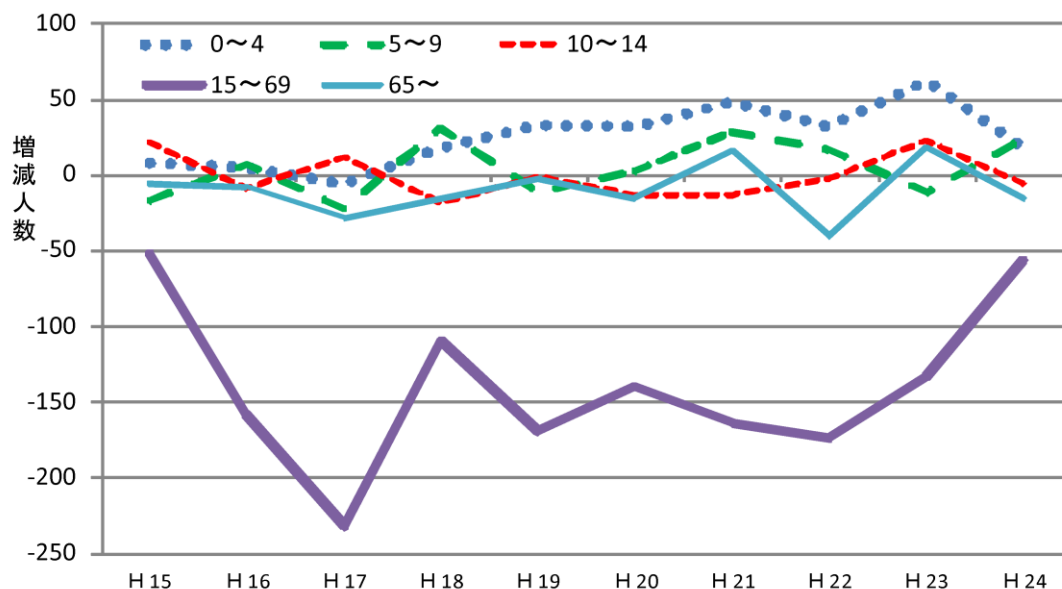


出典：国勢調査

(4) 年代別転出・転入移動による流出入の状況

15歳から69歳までの生産人口は流出超過していますが、平成17年をピークに流出人数は減少傾向にあります。

年少人口は、増減を繰り返しながらも大幅な流出は見られず、0～4歳においてはむしろ人口増加しています。このことが、出生数の減少にかかわらず年少人口が一定の割合を保つ要因を成していると思われます。

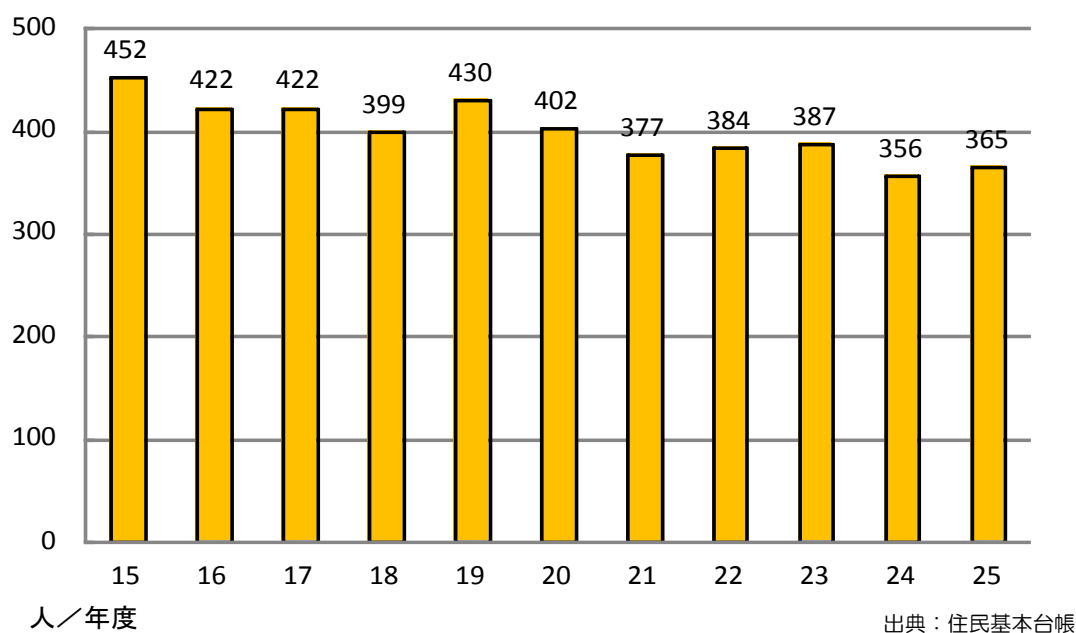


出典：住民基本台帳

(5) 出生の状況

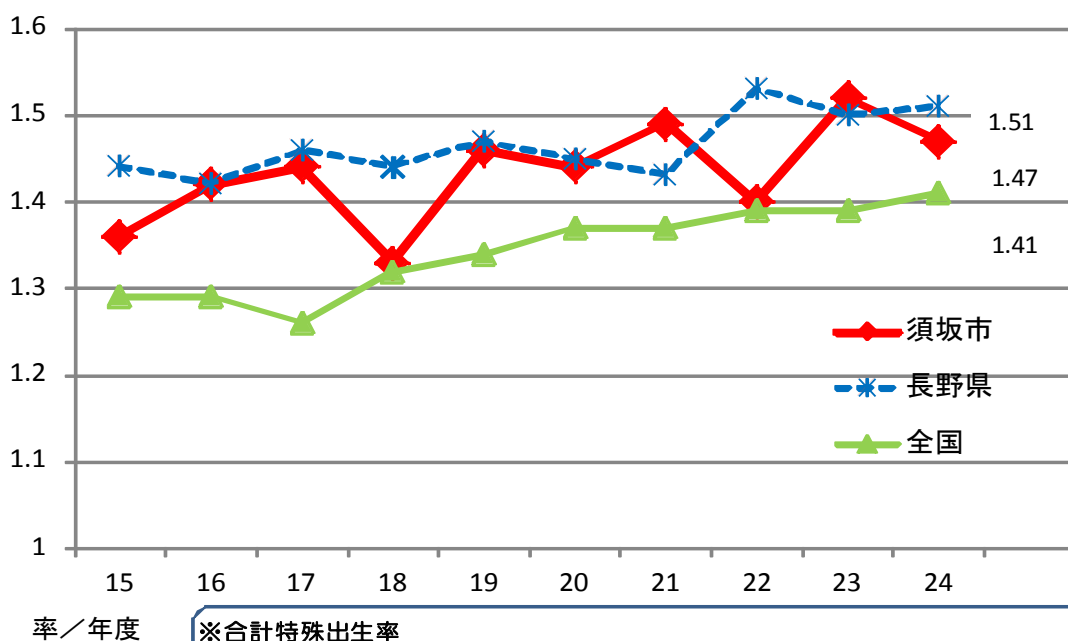
① 出生数の推移

増減を繰り返しながらも、減少の傾向をたどっており、平成25年度は365人まで減少しています。



② 合計特殊出生率の推移

増減を繰り返し、年度ごとにばらつきはあるものの、平成15年度と比較するとわずかながら増加傾向にあります。



※合計特殊出生率

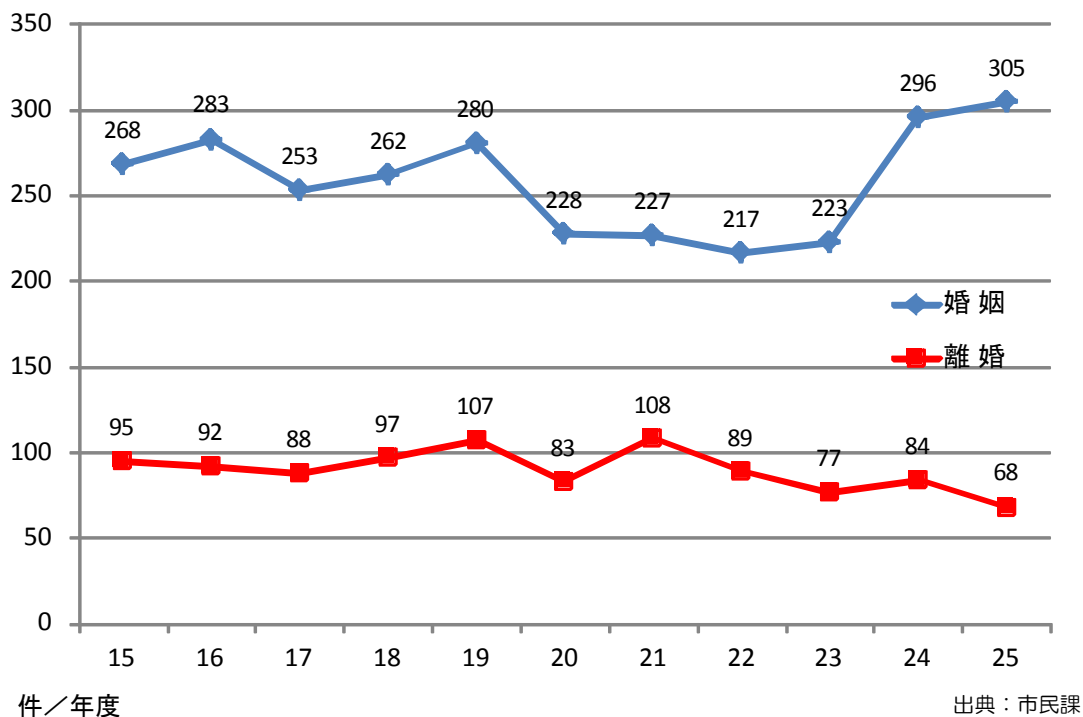
出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものです。

出典：全国／厚生労働省「人口動態統計データ」、長野県／保健衛生関係主統計、須坂市／健康づくり課

(6) 婚姻・離婚の推移

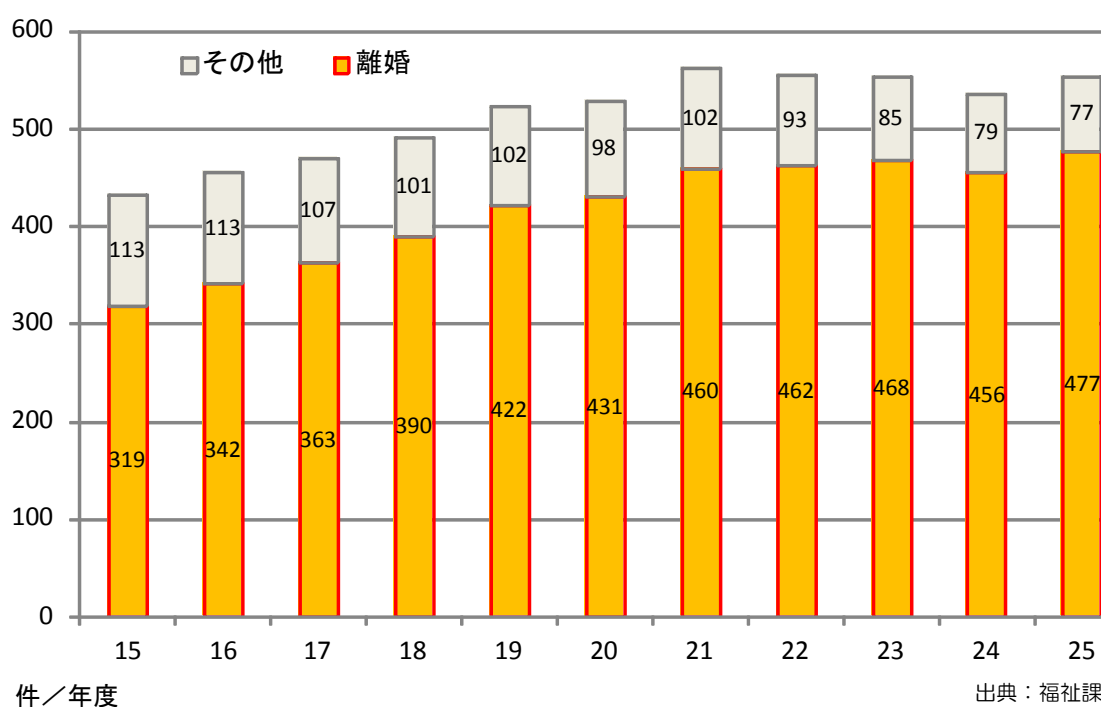
婚姻件数は、増減を繰り返しながらも年々減少の傾向にありましたが、平成24・25年度には、大幅な増加へと転じています。

離婚件数は、平成21年度をピークに減少傾向にあります。



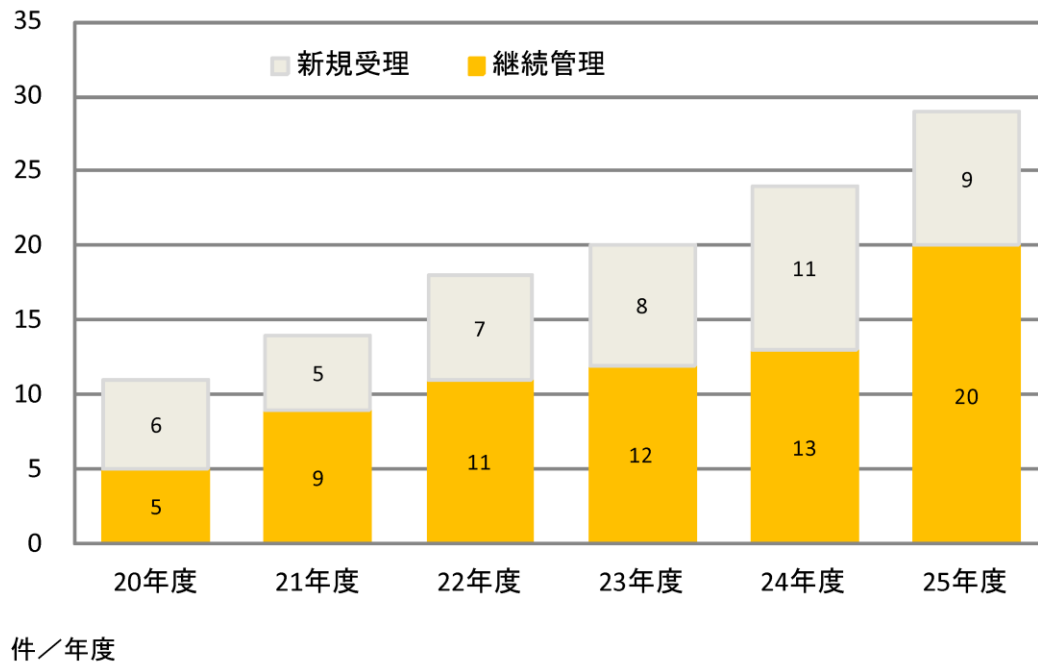
(7) 母子家庭数の推移

平成25年度は554件で、平成15年度から比較すると約3割増加しています。また、母子家庭となった原因の約9割は「離婚」によるものとなっており、全体に占める割合が高まっています。



(8) 児童虐待ケースの管理件数の推移

須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会 児童虐待実務担当者会議で児童虐待ケースとして管理している件数（家庭数）は、5年間で約3倍近くに増えています。



2. ニーズ調査からみた現状

(1) ニーズ調査の概要

- ①対象者 小学校就学前の乳幼児 1,500名（1世帯1名）
※乳幼児のいる全世帯の約74.6%
- ②抽出方法 無作為
- ③配布・回収方法 幼稚園・保育所在籍者・・・園を通じ
※幼稚園在籍者は子ども課で把握している範囲
上記以外・・・・・・・・・・郵送による
- ④調査期間 H25.12.1～H25.12.16
- ⑤回収数 959通（回収率63.9%）

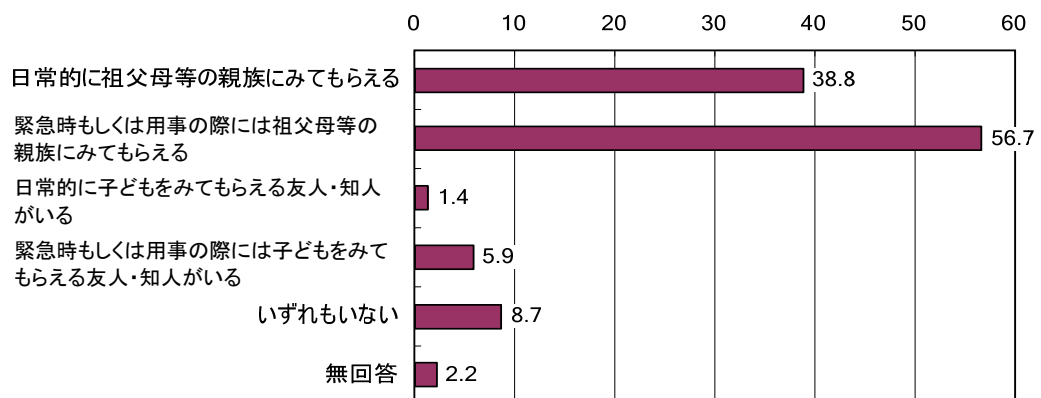
(2) 子どもの育ちをめぐる環境

① 子育てを主に担っている方

父母ともに	55.4%
主に母親	42.3%
主に父親	0.4%
主に祖父母	0.9%

子育てを主に担っている方は、「父母ともに」が55.4%、「主に母親」が42.3%で二分する結果となっている。「父母ともに」が多いものの「主に母親」との差はわずかで、母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえる。

② 日頃子どもを見てもらえる親族、友人等の状況（複数回答）

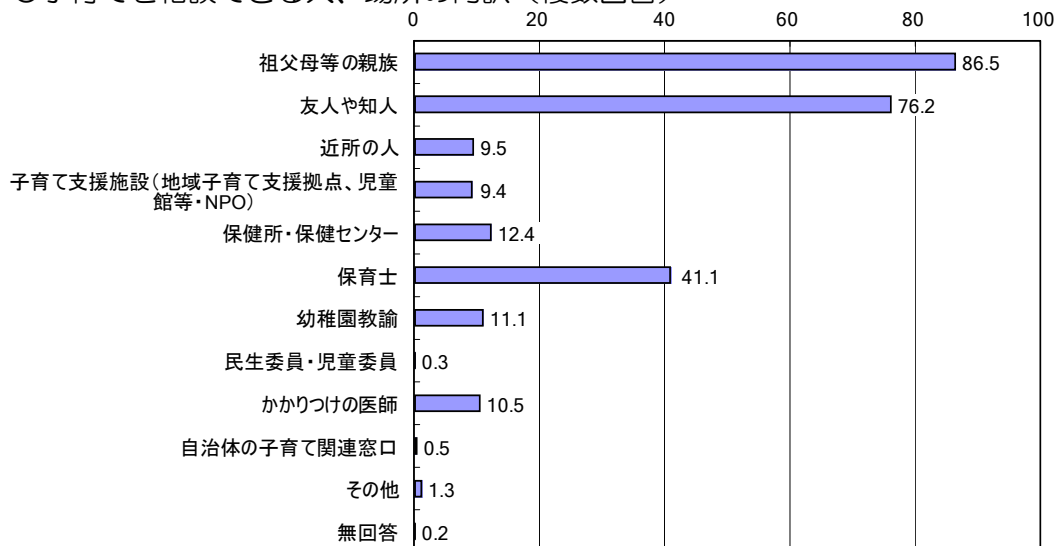


「緊急時もしくは用事の際」だけでなく「日常的」にも子どもを見てもらえる親族がいると回答した割合は高いものの「いずれもない」が8.7%となっており、潜在的に支援を要する家庭と考えられる。

③ 子育てを相談できる人、場所の有無

「いる/ある」	90.1%
「いない/ない」	3.6%

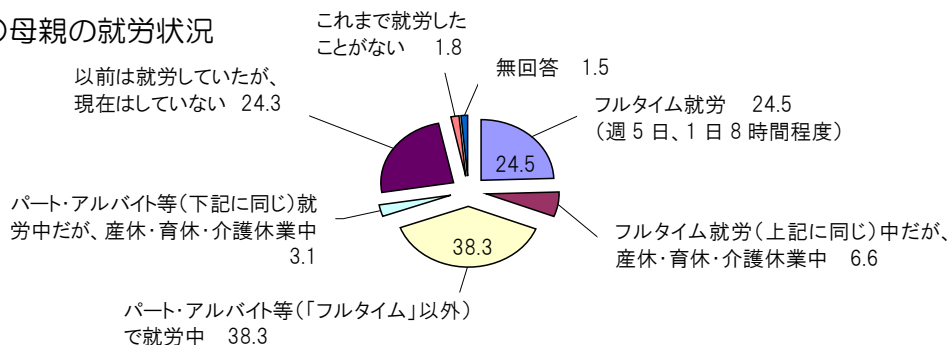
○子育てを相談できる人、場所の内訳（複数回答）



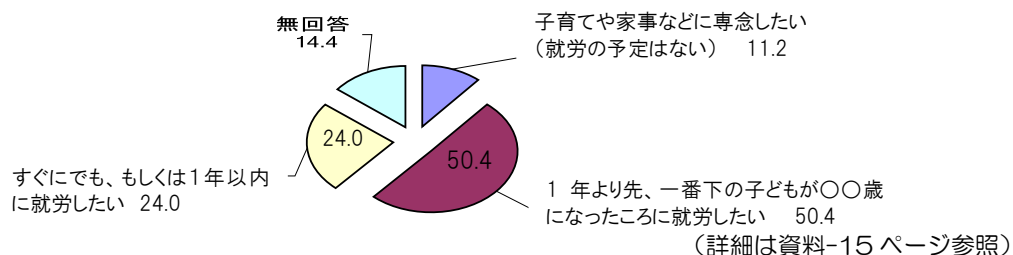
相談先は、親族・友人が圧倒的に多いが多岐にわたっており、子育て中の保護者が様々な場所で相談しやすい相手を得て相談していることがわかる。

④ 保護者の就労状況

○母親の就労状況



○現在就労していない人の今後の就労意向



就学前児童の母親7割が何らかの形で就労している。「就労していない」と回答している3割についても、そのうちの約8割近くが就労意向を持っていることから保育ニーズも高まることが予想される。

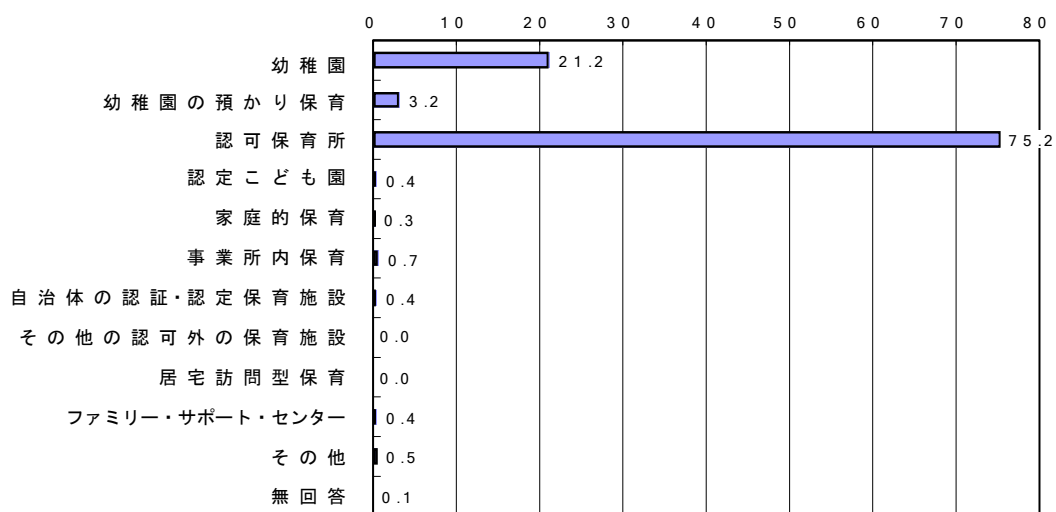
(3) 教育・保育事業の利用状況

① 定期的に利用している事業

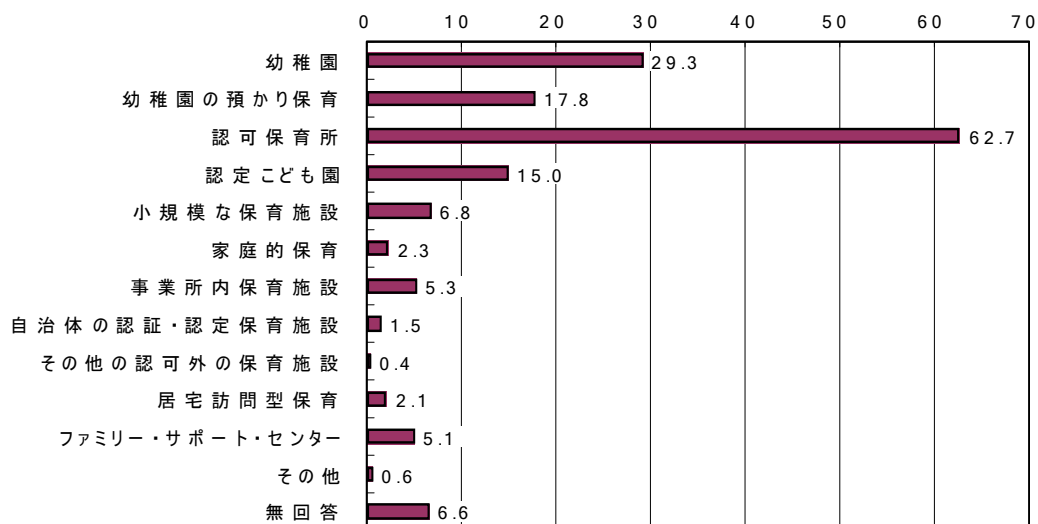
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育所など）の利用について

利用している	77.1%
利用していない	22.5%
無回答	0.4%

○利用している教育・保育事業（複数回答）

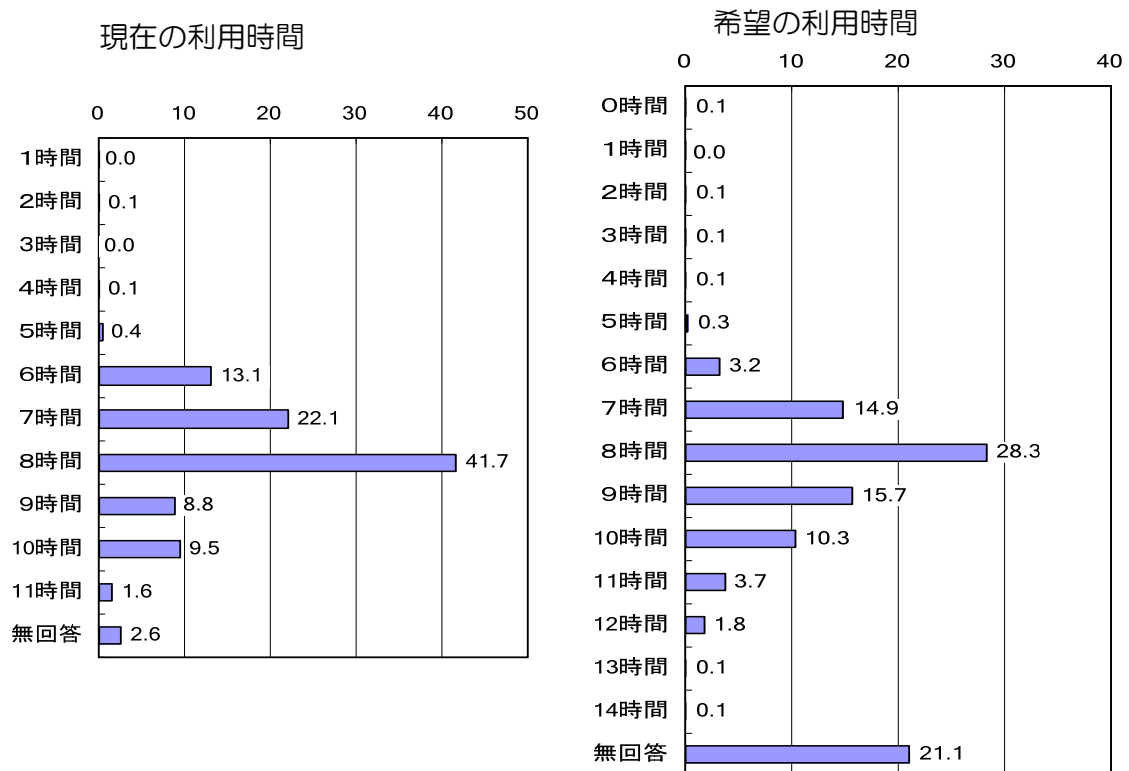


○今後、利用したい教育・保育事業（複数回答）



現在利用している事業については、「保育所」の割合が際立って高く、75.2%となっている。一方で、今後利用したいと考える事業については「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」を筆頭に全体的に各項目の割合が増加していることから、教育・保育事業の多様化が求められていると思われる。

○平日に定期的に利用している教育・保育事業（幼稚園・保育所など）の利用時間



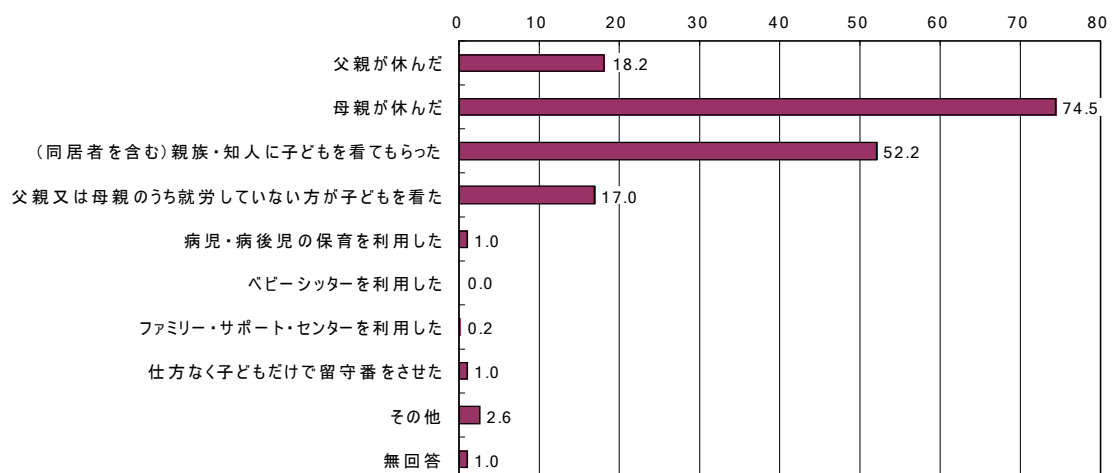
現在利用している時間については、「8時間」の割合が 41.7%となっているが、希望している時間については、「8時間」が減少し「9時間」以上の割合が増加している。

② 子どもが病気やけがの時の対応について

○子どもが病気やけがで保育・教育施設を利用できなかったこと

あった	79.0%
なかった	17.2%
無回答	3.8%

○その際の対応方法（複数回答）

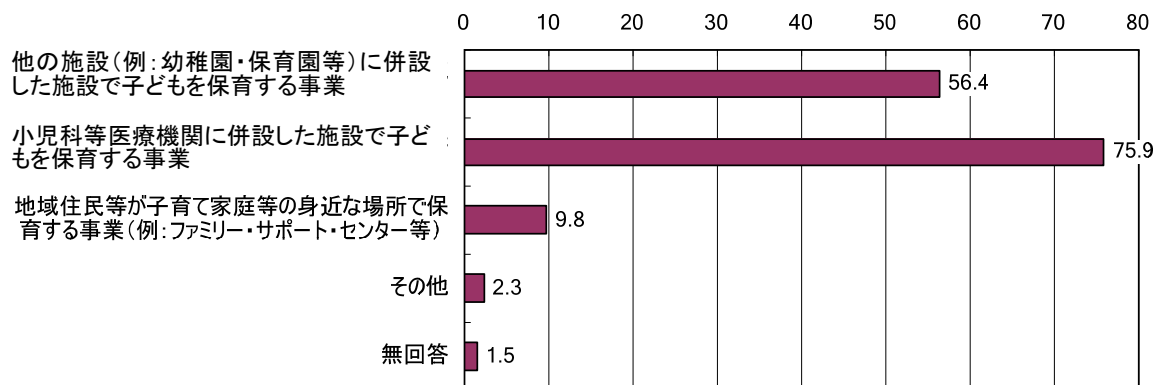


○病児・病後児保育の利用意向

できれば、病児・病後児保育施設を利用したい	30.0%
利用したいとは思わない	69.5%
無回答	0.5%

子どもの病気・けがの時は、父母等で対応できている家庭がほとんどであり、できれば病気中の子どもの看病は、父母等でみたいため病児・病後児施設を利用したいとは思わないという回答が多かったが、施設を利用したいという一定の意向も出ている。

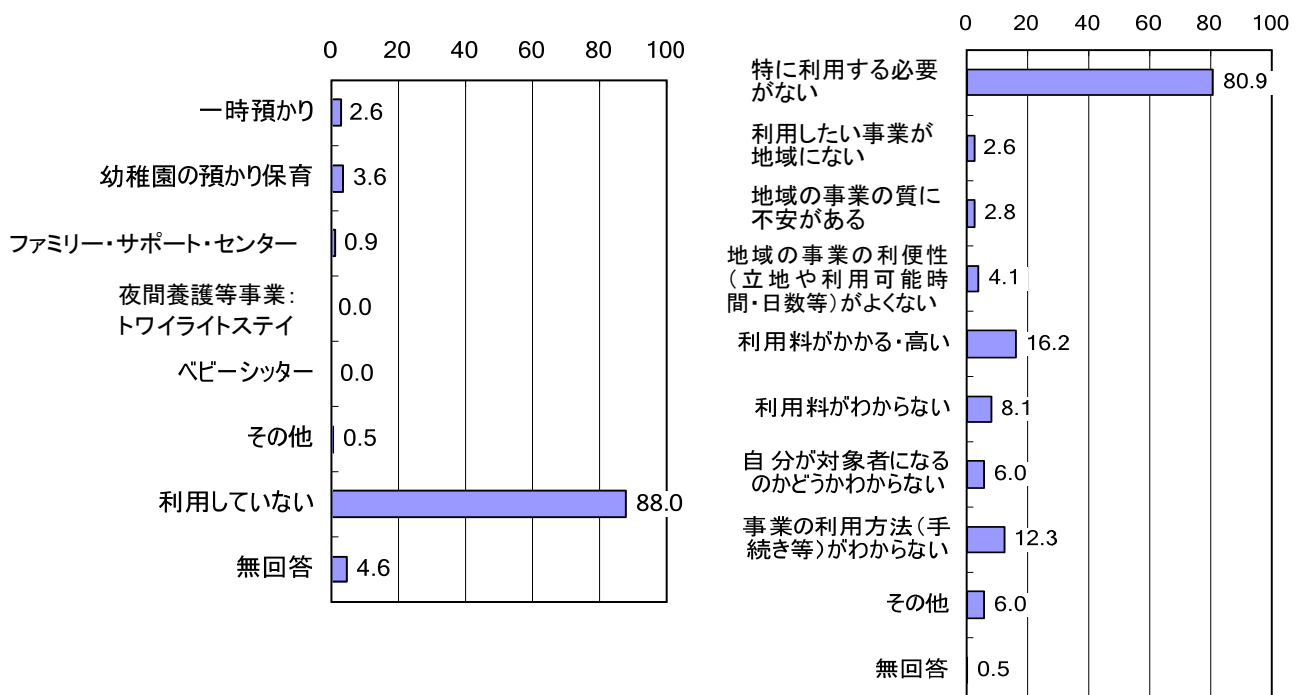
○病児・病後児保育施設を利用する場合の望ましい事業形態(複数回答)



望ましい事業形態については、医療施設内での保育が最も多くなっている。

③ 不定期な教育・保育事業の利用について

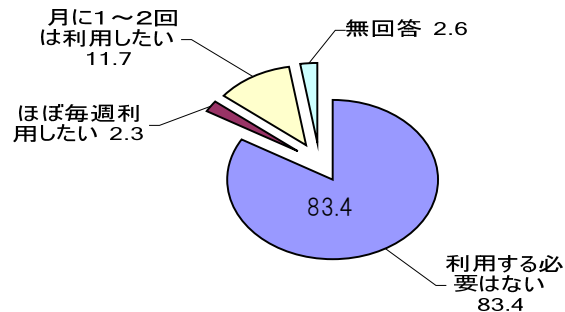
○私用や、親の通院、不定期な就労との目的で不定期的に利用している事業及び「利用していない」と回答した方の現在利用していない理由(いずれも複数回答)



一時預かり等不定期な教育・保育事業については、約9割が利用をしていない状況である。

④ 休日保育事業の利用について

○日曜・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望

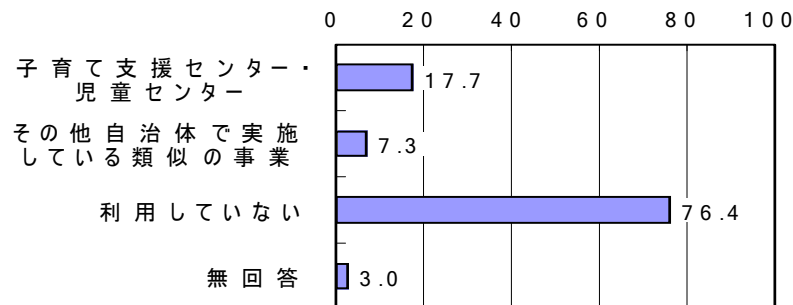


「利用する必要はない」と回答した割合が高いが、「毎週利用したい」定期利用希望 2.3%、「月1・2回利用したい」不定期利用の希望が 11.7%と一定の利用希望がある。

(4) 地域の子育て支援事業の利用状況

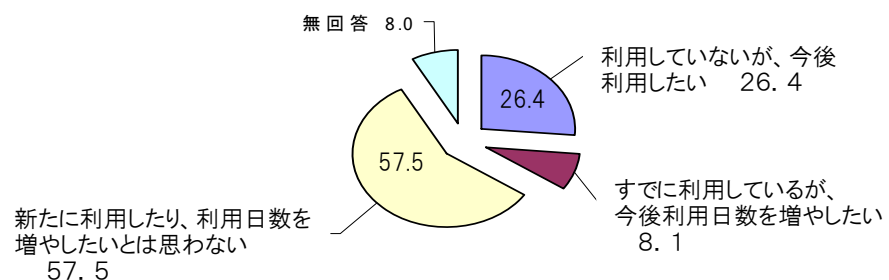
① 事業の認知度、利用状況、利用希望

○現在、利用している地域子育て支援拠点事業等（複数回答）



※その他自治体で実施している類似の事業
公民館や公会堂で実施している「地域子育て広場」

○今後の利用意向



子育て支援センターや地域子育て広場については、利用していない方が多い。今後の利用意向では、約6割が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」との回答だが、「利用していないが、今後利用したい」が約3割あり潜在的なニーズは高いといえる。

○子育て支援各種サービスの認知度・利用度・利用意向

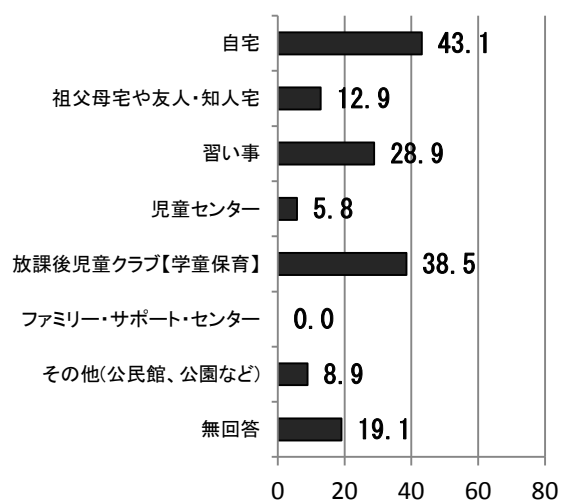
	A 知っている			B 利用したことがある			C 今後利用したい		
	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答	はい	いいえ	無回答
①母親(父親)学級、両親学級、育児学級	65.6	26.9	7.5	37.3	54.4	8.2	32.6	53.5	13.9
②保健センターの情報・相談事業	80.8	12.6	6.6	41.0	50.8	8.2	49.1	36.5	14.4
③家庭教育・子育てに関する学級・講座・セミナー	55.1	38.6	6.4	21.9	67.8	10.3	46.5	41.3	12.2
④子ども課相談窓口	66.8	28.2	5.0	10.4	78.8	10.7	37.1	49.4	13.5
⑤教育相談室	26.2	68.1	5.7	2.5	85.2	12.3	36.3	50.4	13.3
⑥公立保育所での子育て相談	42.8	51.2	6.0	9.0	80.0	11.1	41.3	45.9	12.8
⑦保育所や幼稚園の園庭等の開放	85.0	7.8	7.2	54.6	37.4	7.9	48.4	38.4	13.2
⑧子育てガイドブック	72.5	21.1	6.5	49.1	41.5	9.4	57.9	28.8	13.3
⑨(HP内)子育てナビ	14.3	79.5	6.3	5.1	82.4	12.5	41.9	45.6	12.5
⑩子ども課メルマガ	12.9	80.9	6.2	7.6	79.9	12.5	33.1	53.7	13.2
⑪保育園給食レシピ集	51.0	43.4	5.6	31.7	58.0	10.3	66.6	20.8	12.6
⑫子ども課ツイッター「天使のつぶやき」	9.2	85.1	5.7	4.2	83.6	12.2	26.4	61.1	12.5

事業の認知度利用度が比例しており、認知度の低いものは利用意向も低くなっている。保健センターを除いて相談窓口の利用意向が低くなっていることから、保護者がより利用しやすい相談窓口の開設方法や、保護者の手元に届けやすいメルマガの利用促進など、情報提供方法に工夫が必要である。

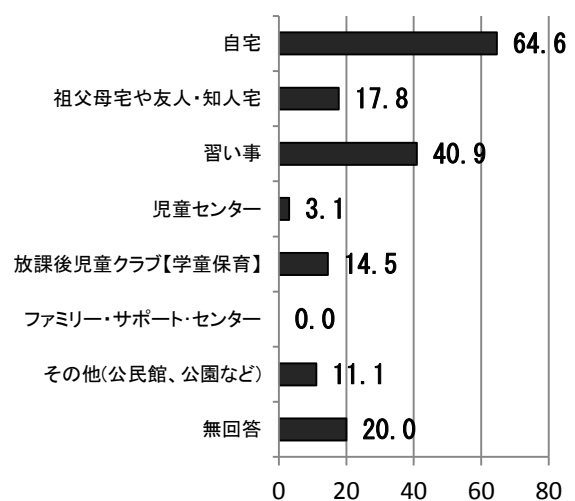
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

(複数回答)

○放課後過ごさせたい場所(低学年 1～4 年生)



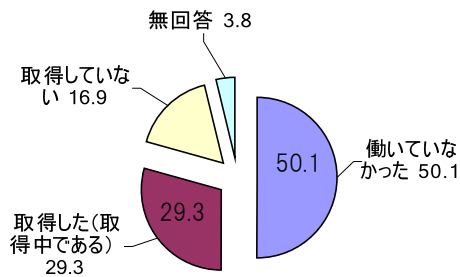
○放課後過ごさせたい場所(高学年)



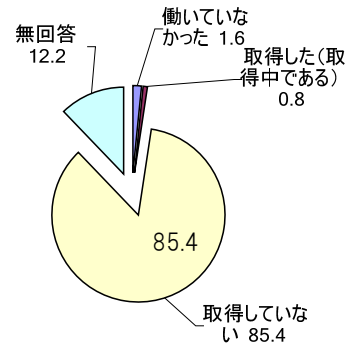
放課後児童クラブの利用意向は小学校4年生までは、38.5%と平成25年度利用実績(約30%)を上回っているが、小学校5年生以降になると14.5%と半分以下になっている。

(6) 育児休業の取得状況

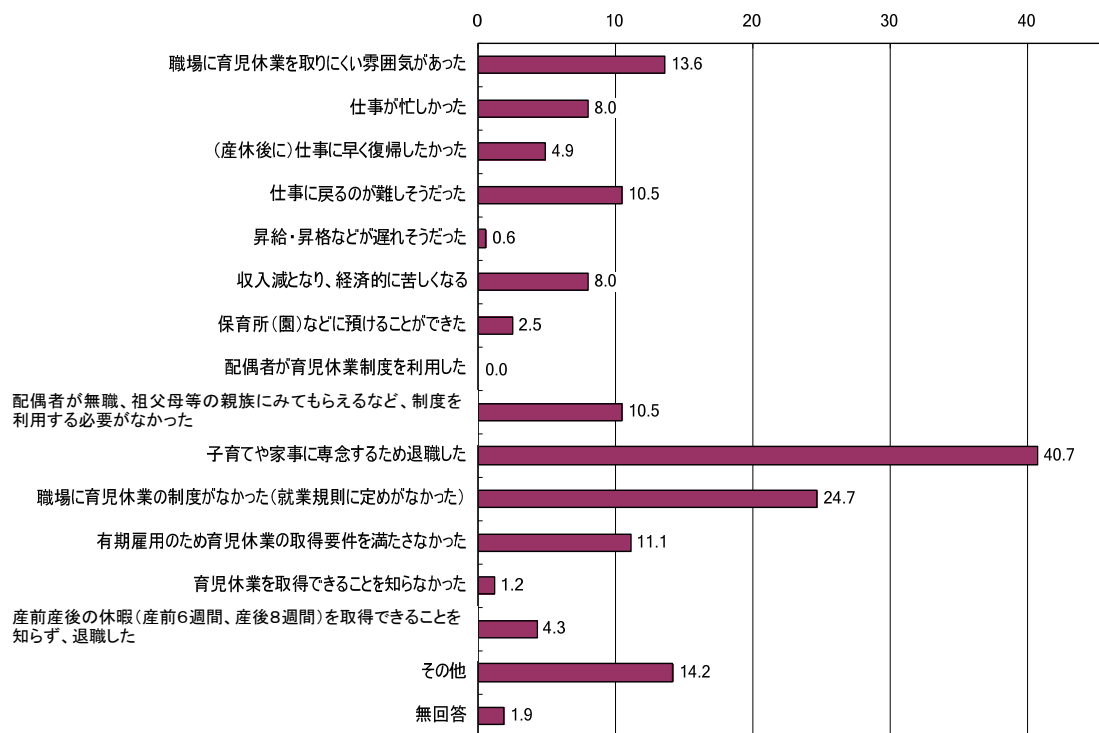
母親



父親

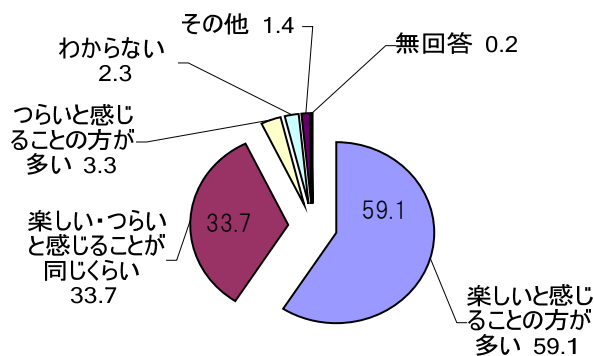


○育児休業を取得していない理由【母親抜粋】(複数回答)



母親の育児休業の取得状況は 29.3%、父親の取得状況は 0.8%で大きく開きがある。母親は子どもが生まれたとき、「働いていなかった」が約5割と多く、取得していない理由を見ても、育児休業を取得せず妊娠・出産を期に仕事を辞めていることがうかがえる。その他の取得できない理由としては、職場環境が大きな要因を占めている。

(7) 子育ての感じ方



(8) よりよい子育てをするために有効な支援・対策を1～3位まで選ぶ

		地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	母親・乳児の健康に関する安心	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立ができる環境	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	要保護児童（障がい児など）に対する支援	その他
「楽しいと感じることの方が多い」	1 位	13.9	12.6	3.5	4.2	7.5	6.6	4.4	11.3	30.1	2.7	0.4	2.7
	2 位	10.4	21.0	4.5	7.7	4.7	7.0	10.4	14.9	14.0	3.2	1.8	0.5
	3 位	14.7	12.6	6.4	9.4	5.7	6.2	9.2	14.7	13.6	4.4	1.8	1.1
「楽しい・つらいが同じくらい」「つらいと感じる方が多い」	1 位	11.1	13.2	2.1	3.1	3.5	4.2	2.8	9.8	40.1	1.7	1.4	7.0
	2 位	10.7	19.3	6.7	5.6	5.2	6.7	8.5	16.7	16.7	2.6	1.1	0.4
	3 位	17.1	16.7	9.3	11.3	4.7	3.5	13.2	14.4	5.1	3.9	0.4	0.4

よりよい子育てをするために有効な支援として、子育てが楽しいと感じる方、つらいと感じることも多い方の両方が、「仕事と家庭生活の両立ができる環境」を第1位に上げており、全体の割合も高くなっている。第2位も双方とも「保育サービスの充実」、第3位は「地域における子育て支援の充実」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」となっている。

3. 須坂市の子ども・子育て支援における課題

～各種統計・ニーズ調査からみえるもの～

- (1) 本市の人口は減少傾向にあり、平成 34 年度には約 4.9 万人になると推計されています。市全体の人口減少に伴い0～14 歳人口も 10 年間で 1 割強減少すると推計されています。こうした少子化の傾向に歯止めをかけるためにも、地域ぐるみで、子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。
- (2) 各家庭の世帯員数の構成の推移から、世帯の少人数化傾向が強くなっていることがわかります。また、ひとり親家庭も増加しています。これからの子育て支援施策においては、各家庭のニーズに沿った多様な支援が求められます。
- (3) 各家庭の子育てが孤立した子育てにならないよう、子育て支援情報の提供及び相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場を増やし、その利用促進を図る必要があります。
 - ・ 子育てについて学べる各種子育て講座などの提供や、同じ立場で学びあえる仲間づくりの支援などをとおして、保護者が悩みや不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう応援していく必要があります。
 - ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、学校、子育て支援センター・児童センターや放課後児童クラブなどは、地域で子育てを支えている支援者と連携し、地域全体で子育て支援を推進することが重要です。
 - ・ 地域では、日々のあいさつや、地域行事への家族での参加等を通じ、様々な世代の人との交流の中で、子どもが地域住民から「地域の子ども」として認識されるよう図っていくことが必要です。
- (4) 保護者の就労への意向が高いことから、増加が見込まれる3歳未満児の保育需要に対し、施設・保育士の確保等、子どもが健やかに育つ環境を充実させる必要があります。
- (5) 子育てにおいて必要な支援施策として「仕事と家庭生活の両立ができる環境」への要望が高いことから、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの各種保育サービスの充実を図るとともに、家庭・企業・地域の意識啓発の向上のための働きかけが必要です。
- (6) ひとり親家庭が自立し、安心した暮らしを送るために相談体制や情報提供、生活支援、就業支援、経済的支援等を充実させる必要があります。
- (7) 児童虐待等防止のため、虐待リスクの高い家庭を早期に把握し、早期に支援を行うことができるよう、関係機関の連携体制の強化とともに、相談対応にあたる職員の専門性を高める必要があります。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

- 子どもを安心して産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち
- 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- 家庭生活・仕事が安心して実現できる、子育てを応援するまち

子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として地域においても大切な存在です。

すべての子どもたちが宝物です。

須坂市では、地域の子どもは地域で育てるという子育ての理念の下、家庭、地域、企業、行政それぞれが連携し「子育て家庭にやさしいまち」を目指して「子どもは“宝”プロジェクト」を推進しています。

子育ての出発点は家庭であり、子育ては保護者が担うべき重要な役割です。しかし、少子化の進行や核家族化など家庭や地域をとりまく環境が大きく変化していることから、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り応援していくことが、今後はより重要になります。

須坂に生まれ育つすべての子どもたちが健やかに成長でき、子育てを担う保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちを目指し、取り組みを進めていきます。



2. 計画の基本目標

1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

保護者が自己肯定感を持ちながら子育てをし、保護者同士や地域社会との繋がりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の形態が多様化している現状やニーズを踏まえて支援を行います。妊娠から出産・乳幼児期の育児についての相談窓口や情報提供の充実、親子でふれあう場の提供や家庭生活・子育てについての意識啓発などをおして、子育て家庭の孤立化や負担感を軽減し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

2 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

幼児期は、情緒的な安定や他者への信頼感の醸成、また、集団生活等により社会性を身に着け、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われる重要な時期です。

この時期の、すべての子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭・地域と連携を図り、多様な関わりによる豊かな体験機会を提供するとともに、保育の専門性の向上、施設設備等の良質な環境の確保、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を、評価と改善を重ねながら目指していきます。また、幼稚園・保育所等及び小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、児童が幼稚園・保育所等から小学校生活にスムーズに繋がることできるよう推進します。

3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。

障がいや疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していくことが必要です。また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況によって社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要となっています。

そこで、特別な支援を必要とする児童・保護者を対象に、一人ひとりの子どもの特性に合わせた総合的・継続的な支援を推進します。

4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

女性の社会進出のひとつの側面として、仕事と子育ての両立を目指す母親が増加していますが、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はまだまだ大きな課題となっています。

また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、父親が育児においてより積極的に役割を果たすことが期待されています。

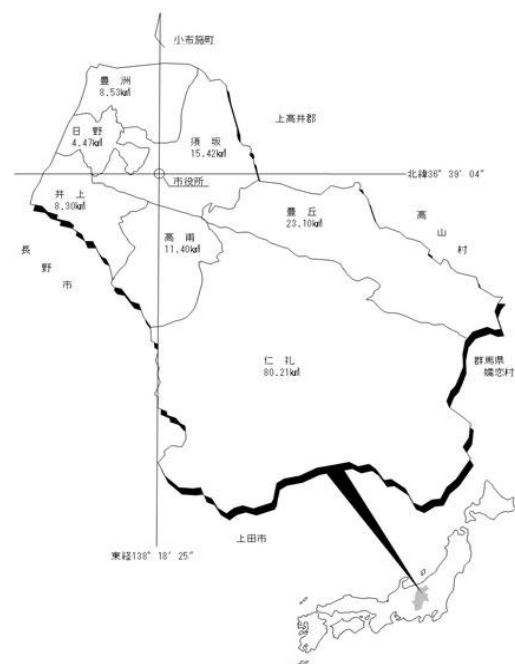
そこで、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて働きかけるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる環境の充実を促進します。

3. 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

須坂市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、須坂市全体を1つの区域と定め、市全体で子育て支援サービスの提供を図っていきます。

なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、既に小学校区毎に設置がされていることから、小学校区（11区）を提供区域と定め、区域ごとにサービスの提供について計画していきます。



4. 施策の体系

《基本理念》

- 子どもを安心して産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち
- 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- 家庭生活・仕事が安心して実現できる、子育てを応援するまち

《基本目標》

1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

2 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

※太枠 ☐ は、必須記載項目

《施 策》

(1)利用者支援事業 (2)相談窓口及び情報提供の充実 (3)妊婦健康診査 (4)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) (5)地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	(6)多様な保育サービスの充実 ①一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業 ②時間外保育事業（延長保育事業） ③病児・病後児保育事業 ④休日保育事業 (7)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業) (8)親の子育て力の向上 (9)子育て支援のネットワークづくり
---	---

(1)幼児期の学校教育・保育の安定した提供 ①幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保 ②産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設の円滑な利用の確保 ③教育・保育の一体的提供の推進 ④教育・保育の質の向上（幼保小連携の推進）	(2)子どもの健やかな育ちの支援 ①地域で関わる子どもの育ち ②食育の推進 ③子どもの心を育む事業の推進
---	--

(1)児童虐待防止対策の充実 ①養育支援訪問事業 ②要保護児童対策地域協議会	(2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)特別な支援が必要な子どもへの支援の充実
---	--

(1)子育てしやすい職場など環境づくりの促進	(2)子育て家庭における就労支援
-----------------------------------	-----------------------------

Ⅳ 事業計画

1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

保育サービスの充実とともに、家庭と地域とのつながりを深めることで、健全な子どもの成長と子育て家庭を支援します。

子育て家庭の孤立化や負担感を軽減するため、気軽に相談できる窓口の充実と情報発信に重点を置いて、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援に努め、安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりを推進します。

(1) 利用者支援事業

<事業の概要>

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<取り組み実施状況>

ア 子ども課窓口や子育て支援センターでは、職員が日常的に保育所等の利用をはじめ各種制度やサービスについて、保護者等からの様々な問い合わせや相談に応じるとともに、情報提供を行っています。

イ 児童センター、各保育所においては、日常の活動の中で育児相談やサービスに関する情報提供を行っています。

ウ 須坂市妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」では、妊娠期から子育て期にわたるまで、母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談支援を行うとともに、安心して子育てがスタートできる様に、サービスに関する情報提供や関係機関との連携を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援窓口	2か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容	・子ども課 ・子育て支援センター ・須坂市妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」 (保健センター・健康づくり課・子ども課)				

ア 子どもや保護者が、適切な子育て支援サービスを選択し円滑に利用できるよう、窓口となる職員の研修に努めるとともに、子育て支援関係機関の連携を図りながら推進します。

イ より地域に密着している保育園・児童センターについては、情報提供の充実に努めます。

(2) 相談窓口及び情報提供の充実

<取り組み実施状況>

● 相談窓口

ア 相談窓口を設置して支援（健康づくり課・子ども課・保健センター・子育て支援センター・保育所等）

- イ 保護者に接する関係機関職員が相談先となり支援
- ウ 相談内容に沿った適切な支援ができるよう、関係機関で連携して対応

● 情報提供

- ア 健康づくり課窓口における、産前・産後サポートや産後ケアなど産前産後に利用できる事業や相談窓口の情報提供
- イ 子ども課、子育て支援センター窓口を中心とした、子育て支援制度及びサービスに係る情報提供
- ウ 須坂市子育てガイド「S*kids」の作成（保育園・幼稚園・認定こども園に通園する全家庭に配布、子育て支援センター等各窓口で配布）
- エ 子育て応援メールマガジンの発行
（毎水曜日、内容：イベント案内と子育てワンポイントを交互）
- オ 須坂市子育てポータルサイト「すざか子育てナビ」による情報発信
- カ 広報誌等への子育て支援情報の掲載
- キ ブックスタート事業実施時に、子育て支援センター案内チラシ及びメルマガ登録チラシを配布
- ク 保健センター内に子育て支援センターだより等を拡大掲示
- ケ 地方新聞や民間の情報誌等を活用した情報発信

<取り組みの内容>

● 相談窓口

- ア 相談することに難しさを感じる保護者も多いことから、子ども・子育てに関する相談は、相談窓口の設置のほかに、子育て中の保護者に接する機会のある全ての対応者が相談先として機能することで、相談に結びつきやすい状況をつくり、子育てに不安等を抱いている保護者の早期支援に努めます。
- イ 相談対応を行う機関の職員は、積極的な専門研修の受講により資質の向上に努めます。

● 情報提供

- ア 子育て支援情報が十分に周知できていない現状があることを踏まえ、子育て家庭及び地域に向け、子育て支援制度や子育てイベント情報、意識啓発等の情報発信を積極的に実施します。
- イ 子育て家庭と接する機会を逃さず子育て支援サービス情報の発信を行うよう、情報提供機会の拡大を図ります。
- ウ 保護者ニーズに沿って、提供する情報内容の充実を図りながら実施します。
- エ 保護者の手元に届きやすい子育て応援メールマガジンの利用促進を図るため、登録チラシの作成等を行い登録者の増加を図ります。
- オ 広報誌等を利用した子育て支援情報の定期発信を図ります。
- カ 地方新聞や民間の情報誌等のさらなる協力を得て、より幅広く情報を発信します。

(3) 妊婦健康診査

<事業の概要>

母子保健法第 13 条で、市が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことが規定されています。

<取り組み実施状況>

ア 母体や胎児の健康を守るために必要な妊娠中の定期健診に係る費用を助成し、期間中の妊婦の健康増進を図っています。

イ 県外での里帰り出産にも助成を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊婦健診受診件数	5,138	5,082	4,984	4,914	4,802
確保の方策	実施箇所 ・ 県内委託医療機関 ・ 県外妊婦健診実施医療機関				

ア 母子健康手帳交付時に、妊婦健診補助券（基本的な妊婦健診最大 14 枚・追加検査 5 枚・超音波検査 4 枚）を配布し、使用方法について十分な説明を行うとともに、受診勧奨します。

イ 県外での里帰り出産を希望する方には、償還払いで助成を行っていることを合わせて説明し、受診勧奨することで、県外で出産する妊婦支援も実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

<事業の概要>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に繋げることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図ります。

<取り組み実施状況>

健康づくり課の保健師等が、担当地区家庭を訪問しています。

<量の見込及び確保の方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
対象児童数	367人	363人	356人	351人	343人
確保の方策	保健センター保健師、助産師が訪問				

ア 生後4か月までに家庭訪問し、乳児の発育状況や母親の育児に対する思いや不安、悩み等の相談に応じます。

イ 訪問した結果、引き続き支援が必要な家庭については、継続した訪問や面接を行います。

ウ 訪問を希望されない、里帰り先で長期滞在された家庭等、家庭訪問ができなかった家庭については、市の3か月健診においてフォローします。

※ 妊娠から出産まで切れ目のない支援を実施するため、須坂市母子保健計画事業との連携を図り進めます。

(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

＜事業の概要＞

地域に身近な場所で、育児相談をはじめ育児に関する情報提供、講習会等を実施するとともに、子育て中の親子の交流や仲間づくり、子育てサークル等への支援を通じて地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。

＜取り組み実施状況＞

ア 子育て相談、子育てに関する情報提供

イ 子育てに関する各種講座の開催により、子育てについて学べる機会の提供や保護者の仲間づくりを支援する事業

ウ 父親の育児参加促進事業の実施、父母・祖父母を対象とした孫育て事業やシルバー交流、中高生とのふれあい交流などの世代間交流等をとおして、子育て中の母親、家庭への支援者の拡大を図る事業

エ 地域子育て広場や子育てサークル等を支援することで、地域における子育て家庭の支援を行う事業

＜量の見込及び確保の方策＞

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間延べ利用者見込数		14,703人	16,173人	17,790人	19,569人	21,525人
②確保の内容		24,500人	24,500人	24,500人	24,500人	24,500人
区分	子育て支援センター	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人
	児童センター	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人
	地域子育て広場	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
②－①		9,797人	8,327人	6,710人	4,931人	2,975人

- ア 子育て支援センター・児童センターの利用促進を図るとともに、子育て中の親子が遊び、集える場所の整備・拡充を今後の検討課題とします。
- イ より地域に身近な場所で行う「地域子育て広場」の充実や、保育所を利用した支援事業の充実を併せて推進します。
- ウ 子育て支援センター・児童センターにおける「集まりの日」等のイベントや各種講座を充実させるとともに、保護者同士の交流、仲間づくりの支援に努めます。
- エ 各種の子育て支援が利用者に十分周知されるよう、情報提供を行います。

(6) 多様な保育サービスの充実

① 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業

<事業の概要・取り組み実施状況>

冠婚葬祭等、保護者の臨時的・緊急的な理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、幼稚園・保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 預かり保育（幼稚園）

幼稚園において在園児を対象に、保護者の臨時的な所用の場合のほか、就労世帯への幼児教育の機会を拡大するために、教育時間前後から時間を延長して子どもを預かる事業です。

イ 預かり保育（幼稚園以外）

●一時的保育

保護者が病気や一時的な就労等で子どもの保育ができないときに、一時的に保育所で子どもを預かる事業です。

対象 3歳以上児 上高井・やすらぎ保育園及び公立保育園全園で受け入れ
3歳未満児 上高井・やすらぎ・須坂千曲保育園、マリアこども園で受け入れ

●ファミリー・サポート・センター事業

サービス提供会員と依頼会員による会員組織を設置し、保育所や放課後児童クラブ等への送迎や一時的な保育など、地域において会員同士が子育てを相互に支援する事業です。

- ・利用時間：原則として午前6時から午後10時まで
- ・対象：生後3か月～おおむね12歳までの児童
- ・利用料：

3歳以上児（病後児を除く）

午前7時から午後7時まで1時間600円（左記の利用時間以外1時間700円）

3歳未満児及び病後児

午前7時から午後7時まで1時間700円（左記の利用時間以外1時間800円）

<量の見込及び確保の方策>

ア 預かり保育（幼稚園）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間延べ利用児童見込数	7,407人	7,172人	7,097人	6,970人	6,993人
②確保の内容 幼稚園	8,009人	8,009人	8,009人	8,009人	8,009人
②－①	602人	837人	912人	1,039人	1,016人

イ 預かり保育（幼稚園以外）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間延べ利用児童見込数	1,067人	1,156人	1,257人	1,360人	1,485人
②確保の内容	4,024人	4,024人	4,024人	4,024人	4,024人
区分 一時的保育	2,464人	2,464人	2,464人	2,464人	2,464人
ファミリー・サポート・センター	1,560人	1,560人	1,560人	1,560人	1,560人
②－①	2,957人	2,868人	2,767人	2,664人	2,539人

② 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業の概要>

認可保育所、認定こども園の定期的な保育の事業において、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行う事業です。

<取り組み実施状況>

市内全園（16園）で実施しています。

<量の見込及び確保の方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ利用児童見込数	296人	292人	289人	284人	282人
確保の方策	延長利用については延長保育士を配置することで目標事業量を確保します。				

③ 病児・病後児保育事業

ア 病後児保育事業

<事業の概要>

病気の回復期にあり、集団保育が適当でない児童の保育が、保護者の仕事の都合や出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、家庭での育児が困難な期間、一時的に保育する事業です。

<取り組み実施状況>

対象児童：

- ・須坂市内の幼稚園・保育所・認定こども園に通園している生後6か月以上の児童
- ・須坂市に居住しているが、市外の幼稚園・保育所・認定こども園に通園している生後6か月以上の児童

実施施設：さかた山風の子保育園

定員：1日4名

利用料金：無料 ※事前に登録などが必要です。

<量の見込及び確保の方策>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間延べ利用児童見込数	124人	122人	120人	118人	118人
②確保の内容 さかた山風の子保育園	976人	976人	976人	976人	976人
②－①	852人	854人	856人	858人	858人

病後児保育については、平成25年度の延べ利用人数が57名となっており、ニーズは確保されていると考えられますが、事業の情報提供に努め、支援の必要な方への利用促進に繋がるよう努めてまいります。

なお、長野地域連携中枢都市圏内の施設で相互利用ができます。

広域利用実施施設 長野赤十字病院 病後児保育室ゆりかご
千曲中央病院病児・病後児保育施設あぶりこっこ

イ 病児保育

<事業の概要>

児童が「病気の回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な期間、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。

<取り組み実施状況>

長野地域連携中枢都市圏内の施設で相互利用ができます。

広域利用実施施設 長野松代総合病院 病児保育室バオバブのおうち
千曲中央病院病児・病後児保育施設あぶりこっこ

病児保育については、ニーズ調査でも一定の要望があがっています。実施には医療機関等の協力が必要不可欠です。計画年度内に民間施設により実施する方向で検討中です。

④ 休日保育事業

<事業の概要>

日曜日・祝日に行く保育

<取り組み実施状況>

拠点方式とし、やすらぎ保育園で実施しています。

他園の登録児童でも休日保育の登録をすれば利用ができます。

各種の保育サービスが利用者に十分周知されるよう、情報提供を行います。

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

<事業の概要>

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し健全育成を図ります。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

<取り組み実施状況>

ア 地域児童クラブの運営

- ・小学校区域単位（11 か所）で実施
- ・児童福祉法の改正により、新制度では対象児童が小学6年生まで拡大

イ 児童健全育成事業委託

学童保育どんぐりクラブ（民間）に対し児童健全育成事業を委託
やすらぎ児童クラブ（民間）に対し児童健全育成事業を委託

<量の見込及び確保の方策>

ア 東部地域児童クラブ（東部児童センター）（須坂小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	64人	65人	63人	62人	64人
②確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
②－①	16人	15人	17人	18人	16人

※平成23～25年度の平均利用率 73.7%

イ 南部地域児童クラブ（南部児童センター）（小山小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	71人	68人	60人	70人	65人
②確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
②－①	9人	12人	20人	10人	15人

※平成23～25年度の平均利用率 66.3%

ウ 森上地域児童クラブ（森上小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	68人	71人	66人	71人	69人
②確保の内容	79人	79人	79人	79人	79人
②－①	11人	8人	13人	8人	10人

※平成23～25年度の平均利用率 65.3%

エ 日滝地域児童クラブ（日滝小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	65人	66人	67人	78人	78人
②確保の内容	79人	79人	79人	79人	79人
②－①	14人	13人	12人	1人	1人

※平成23～25年度の平均利用率 64.1%

オ 豊洲地域児童クラブ（豊洲小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	30人	27人	28人	42人	43人
②確保の内容	89人	89人	89人	89人	89人
②－①	59人	62人	61人	47人	46人

※平成23～25年度の平均利用率 74.1%

カ 日野地域児童クラブ（日野小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成31年度	
				クラブ1	クラブ2	クラブ1	クラブ2
①登録児童見込数	96人	102人	93人	46人	53人	47人	50人
②確保の内容	68人	68人	68人	106人	58人	106人	58人
②－①	△28人	△34人	△25人	60人	5人	59人	8人

※平成23～25年度の平均利用率 68.3%

※平成28年度に改築

キ 井上地域児童クラブ（井上小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	49人	51人	51人	58人	57人
②確保の内容	96人	96人	96人	96人	96人
②－①	47人	45人	45人	38人	39人

※平成23～25年度の平均利用率 67.2%

ク 高甫地域児童クラブ（高甫小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	47人	44人	45人	43人	42人
②確保の内容	47人	47人	47人	47人	47人
②－①	0人	3人	2人	4人	5人

※平成23～25年度の平均利用率 75.5%

ケ 北部地域児童クラブ（北部児童センター）（旭ヶ丘小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	49人	47人	49人	51人	51人
②確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
②－①	31人	33人	31人	29人	29人

※平成23～25年度の平均利用率 67.1%

コ 仁礼地域児童クラブ（仁礼小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	55人	52人	51人	54人	51人
②確保の内容	92人	92人	92人	92人	92人
②－①	37人	40人	41人	38人	41人

※平成23～25年度の平均利用率 60.5%

サ 豊丘地域児童クラブ（豊丘小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	23人	26人	24人	27人	25人
②確保の内容	81人	81人	81人	46人	46人
②ー①	47人	55人	57人	19人	21人

※平成23～25年度の平均利用率 76.0%

※平成28年度に小学校空き教室へ移動

シ 学童保育どんぐりクラブ（全小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数	38人	37人	36人	37人	36人
②確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
②ー①	42人	43人	44人	43人	44人

※平成23～25年度の平均利用率 63.3%

ス やすらぎ児童クラブ（全小学校区）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①登録児童見込数				20人	20人
②確保の内容				40人	40人
②ー①				20人	20人

・保育の質の向上のため、放課後児童支援員の数、資格等について、新たに定めた条例の基準に従って実施します。

（８） 親の子育て力の向上

ア パARENT・トレーニング事業の推進

※パARENT・トレーニングとは、親が子どもの「困った行動」や「気になる行動」に対し、より適切な対応方法を学ぶことで、親子関係の安定を目指すものです。

イ 保護者のニーズに沿った各種子育て支援講座を充実します。

ウ 父親の育児を支援するため「すくすくパパ」講座を実施します。

エ 子ども達が心豊かにたくましく成長していくために、親・大人・地域の果たす役割を学び合う場として幼稚園・保育所・地域等で「子育てセミナー」を開催し、親力磨きのための支援を行います。

（９） 子育て支援のネットワークづくり

ア 民生児童委員等、地域における子育て支援団体・子育て支援者と連携を図ります。

イ 子育て支援センターを中心として、児童センターや各地域を拠点として活動している母親クラブ・子育てサークルなど団体間の繋がりを促進します。

ウ 子育て支援センター等の「すくすく育児ランド」、「ピアママサロン」、「遊びの広場」事業などを通じて、子育て中の保護者の仲間づくりを支援します。

エ 地域公民館等で地域における子育て支援団体等が開催する「地域子育て広場」を支援します。

オ ファミリー・サポート・センター事業について、引き続き会員の増加を図り、地域における子育ての相互扶助活動を浸透させます。

カ 区で管理している児童公園の遊具等整備に係る補助金の活用について周知を図り、整備を促進します。また、要望の高い公園施設の充実について、検討課題とします。

2 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

子どもたちが健やかに育つことができるよう、家庭・地域と連携した多様な関わりによる豊かな体験機会を提供するとともに、就学前の教育・保育の充実に取り組みます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の安定した提供

① 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保

＜量の見込及び確保の方策＞

ア 1号認定（3歳から5歳 学校教育のみ）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用児童見込数	412人	398人	394人	317人	318人
②確保の内容					
認定こども園・幼稚園	880人	880人	880人	<u>635人</u>	<u>635人</u>
②－①	468人	482人	486人	<u>318人</u>	<u>317人</u>

イ 2号認定（3歳から5歳 保育の必要性あり）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用児童見込数	864人	837人	828人	894人	897人
②確保の内容					
認定こども園・保育所	894人	888人	888人	<u>848人</u>	<u>848人</u>
②－①	30人	51人	60人	<u>△46人</u>	<u>△49人</u>

ウ 3号認定（0歳から2歳 保育の必要性あり）

【0歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用児童見込数	29人	33人	38人	46人	55人
②確保の内容	69人	75人	75人	106人	106人
区分					
認定こども園・保育所	69人	75人	75人	106人	106人
地域型保育事業	—	—	—	—	—
②－①	40人	42人	37人	60人	51人

※地域型保育事業 小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育施設

【1・2歳児】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用児童見込数	339人	362人	378人	452人	492人
②確保の内容	407人	407人	407人	493人	493人
区分					
認定こども園・保育所	407人	407人	407人	493人	493人
地域型保育事業	—	—	—	—	—
②－①	68人	45人	29人	41人	1人

・「利用児童見込数」について

3歳未満児については、H28-29の増加率により入所率の推計値を求め、その入所率を児童数（推計）に乗じて量の見込みを算出（増加率 0歳児 122.88%、1・2歳児 110.76%）。3歳以上児については、H29の入所割合により児童数を算出（入所割合 幼稚園 26.19%、保育所 73.81%）。

・「確保の内容」について

幼稚園・保育所はともに認可定員を基準とするが、認定区分毎の利用定員（1号、2号、3号の0歳児と1・2歳児の定員）については過去の受け入れ人数を参考に設定。

② 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設の円滑な利用の確保

ア 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行います。

提供する情報：妊産婦時期から未満児保育時期に係る各種子育て支援サービスについて

提供窓口：母子手帳配布時、保健センター、子育て支援センター、マタニティーセミナー等妊産婦対象講座開催時 など

イ 0歳児の子どもを保護者が、保育所等の入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げている状況もあることから、施設整備の確実な推進により、公立保育園全園での0歳児受入れ体制を確立します。

③ 教育・保育の一体的提供の推進

ア 認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持った施設であり、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができることについて、保護者に周知します。

イ 認定こども園への移行を希望する施設に対しては、情報の提供に努めるとともに、スムーズな移行ができるよう支援します。

④ 教育・保育の質の向上（幼保小連携の推進）

ア 幼稚園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「幼保・小連絡会」を実施します。

イ 児童一人ひとりの心身の健康と発達に関する情報を幼稚園、保育所と小学校が情報共有し、児童の成長を促すよりよい連携体制を図ります。

(2) 子どもの健やかな育ちの支援

① 地域で関わる子どもの育ち

子どもと高齢者や小・中・高校生が、遊びや作業などを通じて交流し、地域での心のふれあいや相互理解を深め、家庭・地域の連携、異世代が地域社会でともに暮らしているという認識を育むため、世代間の交流の機会を提供します。

ア 子育て支援センターにおけるシルバー交流、祖父母交流

イ 幼稚園・保育所における祖父母交流や地域高齢者、地域子育てボランティアとの交流事業、小・中・高校生との交流事業

ウ 地域の支援団体により開催される「地域子育て広場」

② 食育の推進

食を通じて、妊娠期から親子や家族、地域との関わりを深め、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むとともに、健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして食育を推進します。

ア 乳幼児期からの望ましい食習慣を身に着けることは、子どもの心身の健やかな育ちに重要です。家庭での食事が食習慣を身に着ける基礎であり、保護者が発達段階に応じた食に関する理解が得られるよう、栄養士による食育相談や離乳食講座、給食レシピの紹介等、学習の機会や情報の提供に努めます。

イ 保育所では、給食の提供を通して子どもが「食」に対する興味や関心を持てるよう、栄養士による食育指導、地域食材を使った給食の提供、給食サンプルの展示等を実施します。

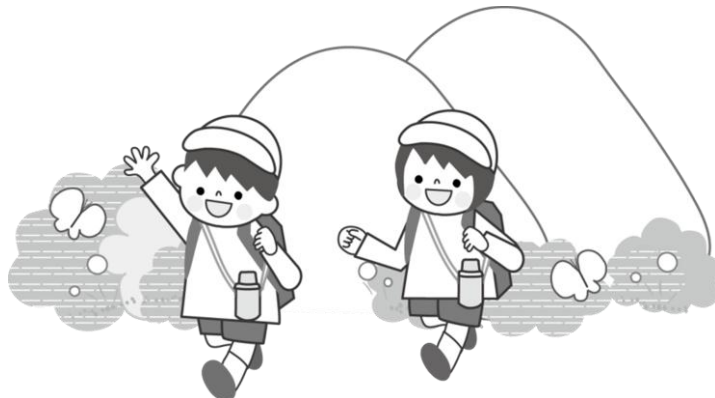
ウ 子どもが自ら調理を体験し食への興味や関心を広げるきっかけとするため、親や祖父母とともに食事を準備し、一緒に楽しんで食べる調理体験を保育所、児童センター等で開催します。また、食育ボランティア団体と連携することで、伝統食や郷土料理の調理体験を通じて食文化についての理解を深める取組みを行います。

エ 地域の生産者と連携をとり指導・支援を受けながら、保育所内や地元農業サークル等の畑で栽培・収穫体験を行い、収穫した野菜等の食材を給食に活用したりすることで、自然や食物への関心を深めるとともに、生産者との交流を図ります。

③ 子どもの心を育む事業の推進

豊かな経験を子どもたちに提供し、子どもの豊かな育ちを支援します。

- ア 子育て支援センター・児童センターにおいて、子どもの心身の発達を促すため、体操やリズム遊び、読み聞かせ、音楽鑑賞などの各種講座を実施します。
- イ 絵本を介した子どもへの言葉かけやスキンシップなどを促し、子どもの心を育てるとともに親子の心のふれあいを支援するため、ブックスタート事業を実施します。
- ウ 幼稚園・保育所等での異年齢の子どもとの交流により、子ども同士の関わりを広げ、憧れやいたわりの気持ちを醸成します。
- エ 遠足などの園外活動を行うことでより豊かな自然環境に触れたり、地域の公共施設の利用や、地域で働き、暮らす人々との出会いを通して、園とは異なる場所の使い方やきまりを知り、他人に配慮する等、社会生活の基礎が身につけられるようにします。
- オ 幼稚園・保育所等では、社会的伝統的行事を取り入れ、子どもが伝統文化の良さに触れたり、社会行事の意味を知ることによって地域に目を向けたり感謝する気持ちを育てます。
- カ 遊びの中で英語に親しむことで、子どもの好奇心を刺激するとともに小学校教育で行われる英語教育につなげます。
- キ 幼児期からの人権教育プログラムを導入することにより、子どもたちの自尊感情を育み、健やかな育ちを支援します。



3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

関係機関で連携し、特別に支援を必要とする子ども及び家庭を早期に把握する体制を整え、総合的・継続的な支援を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 養育支援訪問事業

<事業の概要>

児童の養育について、特に支援が必要な家庭に対し、保健師等を派遣して専門的な助言・指導を行ったり、家事・育児を援助し、安定した児童の養育に繋がるよう支援をします。

<取り組み実施状況>

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとした母子保健事業の実施及び医療機関との連携により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等に対し、居宅訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

<量の見込及び確保の方策>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
対象家庭数	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件
実施体制	【養育支援訪問事業】 保健師・助産師・看護師派遣、家事・育児介助支援者派遣 1. 調査及び聞き取り 2. 養育支援訪問事業検討会議（援助方針の検討） 3. 支援計画書作成 4. 実施関連機関による実施内容確認 5. 養育支援の実施 ①保健師等による専門的な指導 ②ヘルパーによる育児・家事援助				

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

<事業の概要>

要保護児童対策地域協議会（須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会）を設置し、支援が必要な児童・家庭に対し、関係機関が連携した対応ができるよう情報共有を行い、迅速な支援ができるようにします。※体制（イメージ）図は次頁のとおり

＜取り組み実施状況＞

須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会

- ・ 代表者会議 年 1 回開催
- ・ 児童虐待実務担当者会議 年 4 回開催
- ・ 個別ケース検討会議 随時開催

＜取り組み内容＞

ア 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関の連携を図り、組織的かつ専門的に対応します。

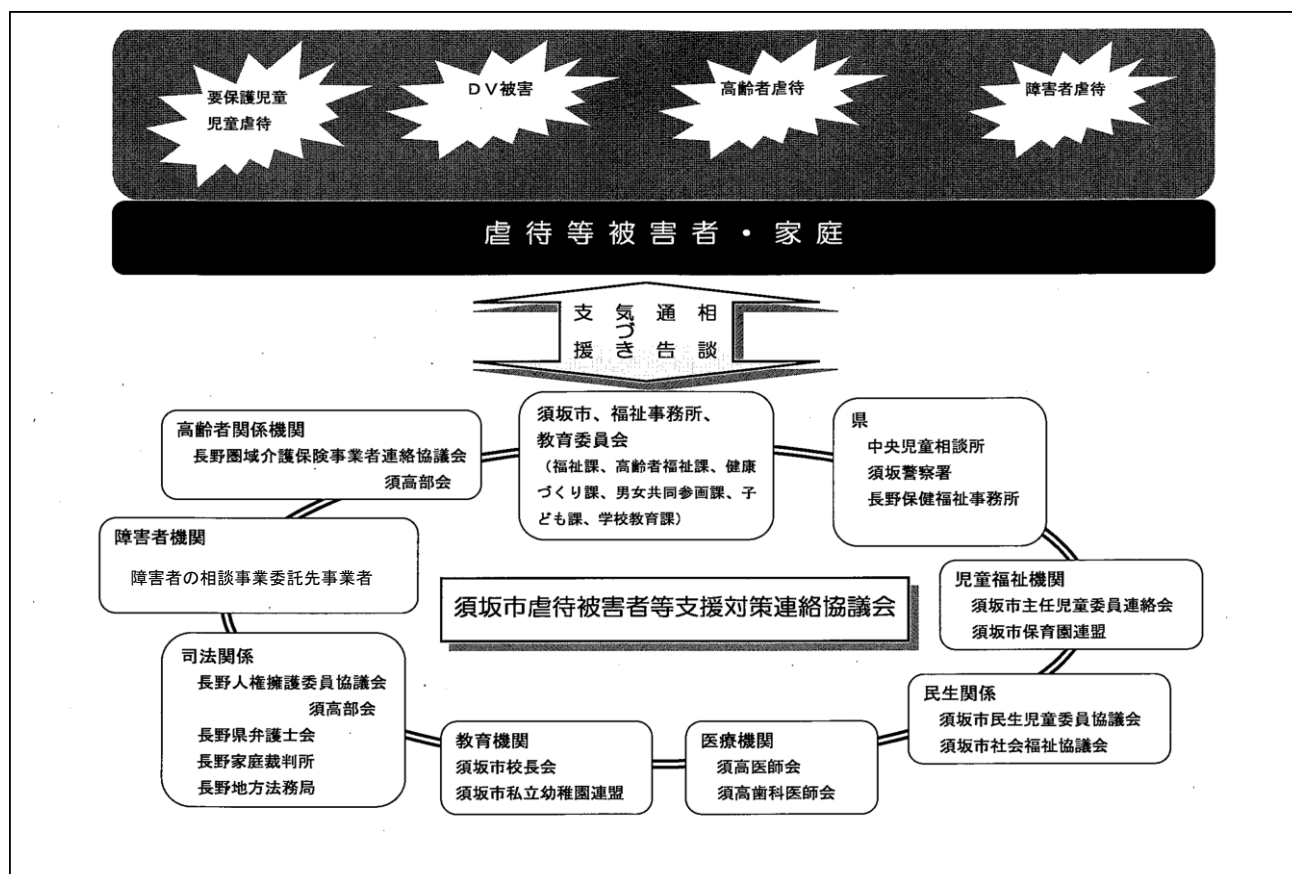
イ 児童虐待を予防するため、妊娠届出時や健診時、また、乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業や医療機関との連携を通じて、子どもの養育に不安を抱える家庭・虐待リスクを早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業を適用し、適切な支援に繋がります。

ウ 児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携し、被虐待児童及びその家庭に寄り添い、家族の絆の回復と自立への支援に努めます。

エ 児童本人の人権感覚を養うため、保育園年長児童を対象に人権教育プログラムを導入します。

オ 保育所や子育て支援センター等、児童や保護者に接する機関及び専門相談対応に応じる職員については、専門研修受講による資質向上に努めます。

カ 広報誌・啓発チラシ・ポスター等による児童虐待防止の広報・啓発に努めます。



(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ア 母子・父子自立支援員による積極的かつ適切な母子・父子相談業務を実施します。
- イ 県と連携し、希望者に対する的確な福祉資金貸付を実施します。
- ウ ひとり親家庭の児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、児童扶養手当の支給を確実に実施します。
- エ ハローワーク等関係機関と連携をしながら、就業の自立を支援します。

(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

- ア 一人ひとりの特性や成長段階にあった支援が行えるよう、関係機関が連携し、相談体制の充実、指導や訓練の機会の提供により、乳幼児期から就学児期まで切れ目のない支援を行います。
- イ 発達障がいが疑われる子どもの早期発見・早期療育を行い、スムーズな就学に繋がるよう、すこやか相談事業を実施します。
- ウ 保護者の不安を解消し家庭で適切な育児を行えるよう、保護者への支援を行います。
- エ 幼稚園・保育所・認定こども園や放課後児童クラブにおいては、保育士等の加配により、特別な支援を必要とする児童の受入れについて積極的に対応します。
- オ 心身の発達に支援を必要とする子どもを対象とする「親子通園施設くれよん」において、機能訓練や生活指導等を行うとともに、その保護者への相談等の支援を行います。
- カ 子どもやその家庭の相談対応を行う職員は、県等が実施する専門研修に積極的に参加し資質の向上を図ります。
- キ 児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、特別児童扶養手当の支給を確実に実施します。



4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

本計画に先立ち実施したニーズ調査において、保護者が最も重要な子育て支援施策としてあげているのが「仕事と家庭生活の両立できる環境」です。

保育サービスの充実を図り子育て家庭への支援を推進するとともに、仕事や家事・育児などへの責任を男女がともに担い、多様な働き方が実現できる、仕事と生活が調和した働きやすい職場の環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 子育てしやすい職場など環境づくりの促進

- ア 関係機関や市内事業所と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- イ 企業に向けた雇用環境整備の啓発を実施します。
- ウ 育児休業法等各種制度の普及啓発に努めます。
- エ 地域社会に向けて、男女共同参画のための意識の醸成を推進します。
- オ 父親が仕事も家事も育児も主体的に楽しめるよう、家庭教育セミナーや育児講座への父親参加促進などに取り組めます。
- カ 幼稚園・保育所・認定こども園、子育て支援センター等で実施する各種行事や、家庭教育セミナー等を通じて、家族が協力して子育てをすることの大切さを啓発します。

(2) 子育て家庭における就労支援

- ア 就業支援センターにおいて、子育て中の保護者の就労に向けた情報提供及び相談支援を実施します。
- イ 子育て支援センターで、県と連携した「女性就業相談」を行います。
- ウ 幼稚園・保育所等や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、多様な働き方に対応した子育て支援の充実を図ります。



V 計画の推進体制

本計画の策定・推進については、庁内関係課における実施体制とともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく「須坂市子ども・子育て会議」において議論を行っていきます。計画の実施状況や評価については、「須坂市子ども・子育て会議」において毎年度点検・評価を行います。